

令和4年6月23日
厚生労働省保険局調査課

平成22年度国民健康保険事業年報 正誤表

標記につきまして、一部のデータ等に誤りがあったため、以下の数値を修正いたします。

ホームページ掲載のファイルは、修正後のデータに差し替えております。

以下に掲げる表の数値を、別紙のとおり訂正(変更箇所を抜粋)。

【事業概況】

・表 21 国民健康保険の収支状況(市町村)＝確定ベース＝

【事業概況】 表 21 国民健康保険の収支状況(市町村)＝確定ベース＝

【誤】

表21 国民健康保険の収支状況(市町村)＝確定ベース＝

科 目			平成21年度			平成22年度			全体の対前 年度増減額	全体の対前 年度伸び率
			全 体	(再掲)		全 体	(再掲)			
				医療給付分	介 護 分		医療給付分	介 護 分		
入	単年度収入	保 険 料 (税)	億円 30,495	億円 27,955	億円 2,540	億円 29,861	億円 27,362	億円 2,499	▲634	% ▲2.1
		国 庫 支 出 金	32,280	29,717	2,563	33,196	30,469	2,727	917	2.8
		療 養 給 付 費 交 付 金	5,859	5,859	-	6,028	6,028	-	170	2.9
		前 期 高 齢 者 交 付 金	26,690	26,690	-	27,142	27,142	-	452	1.7
		都 道 府 県 支 出 金	8,269	7,698	570	8,720	8,109	611	451	5.5
		一般会計繰入金(法定分)	4,046	3,970	76	4,332	4,245	87	286	7.1
		一般会計繰入金(法定外)	3,601	・	・	3,979	・	・	379	10.5
		共 同 事 業 交 付 金	14,247	14,247	-	14,384	14,384	-	138	1.0
		直 診 勘 定 繰 入 金	1	1	-	1	1	-	▲0	▲4.2
		そ の 他	507	・	・	375	・	・	▲131	▲25.9
		小 計	125,993	・	・	128,019	・	・	2,026	1.6
		基 金 繰 入 (取 崩) 金	643	・	・	717	・	・	73	11.4
		(前 年 度 か ら の) 繰 越 金	2,418	・	・	2,555	・	・	138	5.7
		市 町 村 債	7	・	・	13	・	・	6	84.9
収 入 合 計 (収 入 総 額)	129,061	・	・	131,304	・	・	2,243	1.7		
出	単年度支出	総 務 費	1,939	・	・	2,047	・	・	108	5.6
		保 険 給 付 費	85,550	85,550	-	88,291	88,291	-	2,741	3.2
		後 期 高 齢 者 支 援 金	15,776	15,776	-	14,518	14,518	-	▲1,258	▲8.0
		前 期 高 齢 者 納 付 金	45	45	-	25	25	-	▲20	▲43.9
		老 人 保 健 拠 出 金	778	778	-	199	199	-	▲578	▲74.4
		介 護 納 付 金	5,900	-	5,900	6,271	-	6,271	371	6.3
		保 健 事 業 費	897	897	-	924	924	-	27	3.0
		共 同 事 業 拠 出 金	14,231	14,231	-	14,355	14,355	-	124	0.9
		直 診 勘 定 繰 出 金	50	50	-	49	49	-	▲1	▲2.0
		そ の 他	760	・	・	1,046	・	・	286	37.6
		小 計	125,927	・	・	127,726	・	・	1,799	1.4
		基 金 積 立 金	366	・	・	398	・	・	32	8.7
		前年度繰上充用(欠損補填)金	1,833	・	・	1,811	・	・	▲22	▲1.2
		公 債 費	16	・	・	16	・	・	▲0	▲1.7
支 出 合 計 (支 出 総 額)	128,143	・	・	129,951	・	・	1,809	1.4		
収支差引額	収 支 差 引 合 計 額 (収入総額 - 支出総額)		919			1,353			434	
	単 年 度 収 支 差 引 額 A		66			293			226	
	国庫支出金精算額等 B		▲163			▲611			▲447	
	精算後単年度収支差引額 A+B		▲97			▲318			▲221	
	決算等補てんのための一般会計繰入金 C		3,153			3,582			429	13.6
	決算等補てんのための一般会計繰入金を除いた場合の 精算後単年度収支差引額 A+B-C		▲3,250			▲3,900			▲650	
基 金 積 立 金 等			3,266			2,929			▲337	

(注1) 端数の関係上、合計及び収支差がずれることがある。

(注2) 前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び老人保健拠出金については、当年度概算額と前々年度精算額を加えたものとなっており、平成21年度の精算は平成23年度に、平成22年度の精算は平成24年度にそれぞれ行われる。

(注3) 「精算後単年度収支差引額」とは、当該年度の実質的な収支を見るために、単年度収支差に国庫支出金精算額等を加えたものであり、「国庫支出金精算額等」とは、療養給付費負担金及び療養給付費交付金に係る前年度の精算額を控除し、翌年度に行われる当該年度の精算額を加えた額である。

(注4) 「基金積立金等」とは、当年度末における純資産に当年度の国庫拠出金・療養給付費交付金に係る精算額を加えたものである。ただし、純資産は以下のように計算している。

＊純資産＝(基金等保有額＋次年度への繰越金＋貸付金等＋その他の資産)

－(繰上充用金(当年度赤字額)＋当年度末市町村債残高＋その他の負債)

(注5) 医療給付分と介護分を分けられない科目を仮にすべて医療給付分とした場合、精算後単年度収支差引額は平成22年度で90億円となる。

(注6) 一般会計繰入金(法定分)のうち、保険基盤安定(保険者支援分)、保険基盤安定(保険料軽減分)及び基準超過費用については、国、都道府県、市町村のそれぞれの負担割合に応じ、国庫支出金、都道府県支出金に振り分けている。

(注7) 一般会計繰入金(法定外)については、①決算補てん等目的分と②それ以外分に分類される。

①は主に、事後的な決算の補てん、地方独自の保険料の負担緩和等に充てることを目的とし、

②は主に保健事業や事務費への充当目的となっている。

【正】

表21 国民健康保険の収支状況(市町村) =確定ベース=

科 目			平成21年度			平成22年度			全体の対前 年度増減額	全体の対前 年度伸び率
			全 体	(再掲)		全 体	(再掲)			
				医療給付分	介 護 分		医療給付分	介 護 分		
収 入	単 年 度 収 入	保 険 料 (税)	億円 30,495	億円 27,955	億円 2,540	億円 29,861	億円 27,362	億円 2,499	億円 ▲634	% ▲2.1
		国 庫 支 出 金	32,280	29,717	2,563	33,196	30,469	2,727	917	2.8
		療 養 給 付 費 交 付 金	5,859	5,859	-	6,028	6,028	-	170	2.9
		前 期 高 齢 者 交 付 金	26,690	26,690	-	27,142	27,142	-	452	1.7
		都 道 府 県 支 出 金	8,269	7,698	570	8,720	8,109	611	451	5.5
		一般会計繰入金(法定分)	4,046	3,970	76	4,332	4,245	87	286	7.1
		一般会計繰入金(法定外)	3,601	・	・	3,979	・	・	379	10.5
		共同事業交付金	14,247	14,247	-	14,384	14,384	-	138	1.0
		直 診 勘 定 繰 入 金	1	1	-	1	1	-	▲0	▲4.2
		そ の 他	507	・	・	375	・	・	▲131	▲25.9
		小 計	125,993	・	・	128,019	・	・	2,026	1.6
		基金繰入(取崩)金	643	・	・	717	・	・	73	11.4
		(前年度からの)繰越金	2,418	・	・	2,555	・	・	138	5.7
		市 町 村 債	7	・	・	13	・	・	6	84.9
収 入 合 計 (収 入 総 額)	129,061	・	・	131,304	・	・	2,243	1.7		
支 出	単 年 度 支 出	総 務 費	1,939	・	・	2,047	・	・	108	5.6
		保 険 給 付 費	85,550	85,550	-	88,291	88,291	-	2,741	3.2
		後 期 高 齢 者 支 援 金	15,776	15,776	-	14,518	14,518	-	▲1,258	▲8.0
		前 期 高 齢 者 納 付 金	45	45	-	25	25	-	▲20	▲43.9
		老 人 保 健 拠 出 金	778	778	-	199	199	-	▲578	▲74.4
		介 護 納 付 金	5,900	-	5,900	6,271	-	6,271	371	6.3
		保 健 事 業 費	897	897	-	924	924	-	27	3.0
		共 同 事 業 拠 出 金	14,231	14,231	-	14,355	14,355	-	124	0.9
		直 診 勘 定 繰 出 金	50	50	-	49	49	-	▲1	▲2.0
		そ の 他	760	・	・	1,046	・	・	286	37.6
		小 計	125,927	・	・	127,726	・	・	1,799	1.4
		基金積立金	366	・	・	398	・	・	32	8.7
		前年度繰上充用(欠損補填)金	1,833	・	・	1,811	・	・	▲22	▲1.2
		公 債 費	16	・	・	16	・	・	▲0	▲1.7
支 出 合 計 (支 出 総 額)	128,143	・	・	129,951	・	・	1,809	1.4		

収 支 差 引 額	収 支 差 引 合 計 額 (収入総額 - 支出総額)	919		1,353		434	
	単 年 度 収 支 差 引 額 A	66		293		226	
	国庫支出金精算額等 B	▲163		▲611		▲447	
	精算後単年度収支差引額 A+B	▲97		▲318		▲221	
	決算等補てんのための一般会計繰入金 C	3,153		3,583		431	13.7
	決算等補てんのための一般会計繰入金を除いた場合の 精算後単年度収支差引額 A+B-C	▲3,250		▲3,901		▲652	

基 金 積 立 金 等	3,266		2,929		▲337	
-------------	-------	--	-------	--	------	--

(注1) 端数の関係上、合計及び収支差がずれることがある。

(注2) 前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び老人保健拠出金については、当年度概算額と前々年度精算額を加えたものとなっており、平成21年度の精算は平成23年度に、平成22年度の精算は平成24年度にそれぞれ行われる。

(注3) 「精算後単年度収支差引額」とは、当該年度の実質的な収支を見るために、単年度収支差に国庫支出金精算額等を加えたものであり、「国庫支出金精算額等」とは、療養給付費負担金及び療養給付費交付金に係る前年度の精算額を控除し、翌年度に行われる当該年度の精算額を加えた額である。

(注4) 「基金積立金等」とは、当年度末における純資産に当年度の国庫拠出金・療養給付費交付金に係る精算額を加えたものである。ただし、純資産は以下のように計算している。

* 純資産 = (基金等保有額+次年度への繰越金+貸付金+その他の資産)
- (繰上充用金(当年度赤字額)+当年度末市町村債残高+その他の負債)

(注5) 医療給付分と介護分を分けられない科目を仮にすべて医療給付分とした場合、精算後単年度収支差引額は平成22年度で90億円となる。

(注6) 一般会計繰入金(法定分)のうち、保険基盤安定(保険者支援分)、保険基盤安定(保険料軽減分)及び基準超過費用については、国、都道府県、市町村のそれぞれの負担割合に応じ、国庫支出金、都道府県支出金に振り分けている。

(注7) 一般会計繰入金(法定外)については、①決算補てん等目的分と②それ以外分に分類される。

①は主に、事後的な決算の補てん、地方独自の保険料の負担緩和等に充ててを目的とし、

②は主に保健事業や事務費への充当目的となっている。